

自動車リサイクル法に基づく引取業者の登録について

自動車所有者から使用済自動車の引き取りをおこなう業者は、引取業者として県知事の登録を受けなければなりません。

引取業者は、自動車所有者からフロン類回収業者あるいは解体業者に引き渡すというリサイクルルートに乗せる入口の役割を担います。

1. 申請受付場所(郵送は不可)

- (1) 申請者の主たる事務所が「**阿南市、那賀郡、海部郡**」である場合

南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒 774-0011 阿南市領家町野神 319
電話 0884-28-9862 (直通)

- (2) 申請者の主たる事務所が「**美馬市、三好市、美馬郡、三好郡**」である場合

西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒 779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
電話 0883-53-2061 (直通)

- (3) (1)及び(2)以外の場合

危機管理環境部 環境指導課
〒 770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1
電話 088-621-2266 (直通)

2. 申請方法等

- (1) 申請方法

申請は、**予約制**とさせていただきますので、あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。郵送での受付はいたしておりません。

- (2) 提出部数

正本**1部**です。(「**4. 申請に必要な書類一覧**」の順番に並べてください。)

申請する書類に不足のないように、提出前に「**4. 申請に必要な書類一覧**」の確認欄を活用してご確認ください。

- (3) 申請受付期間

更新申請の場合、申請書の受付は「登録期間の満了する日の**60日前**～登録期間の満了する日まで」です。

3. 手数料(県収入証紙)

新規登録・・・4, 000円

更新登録・・・3, 000円

登録申請書(様式第1号)の右上余白に貼付してください。

4. 申請に必要な書類一覧

- ①登録申請書(様式第1号)
- ②本人であることを証明するもの
- 個人の場合: 印鑑証明書
- 住民票(本籍地記載のもの)
- 法人の場合: 印鑑証明書
- 商業登記簿謄本(登記事項証明書)のうち「履歴事項全部証明書」
- 役員全員の住民票(本籍地記載のもの)
- ③法第62条第1項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (例) 成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書など
- 個人の場合: 申請者
- 法人の場合: 役員全員
- ④フロン類を確認する体制について証明する書類
- (例) 資格証等の写し(自動車整備士・中古自動車査定士・業界団体講習修了証等)
- ⑤誓約書
- ⑥事業所の位置図(住宅地図等)
- ⑦使用済自動車の引渡先(フロン類回収業者、解体業者の氏名・名称を記載)
- ⑧直近の「引取業登録通知書」又は「第二種特定製品引取業登録等通知書」又は「引取業者登録予定番号について(通知)」の写し(更新申請の場合のみ)
- ⑨(郵送による登録通知書の交付を希望される場合)宛名書きされ、簡易書留分以上の

切手を貼付した封筒（角 20）

※返信用封筒に簡易書留分以上の切手が貼付されていない場合は、郵送できません。
なお、新規申請の場合は、窓口での交付になります。

